

平成30年度第8回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	平成30年11月9日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	14時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	出席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
	4番	庄倉 三保子	出席			
農地利用最適 化推進委員 出欠	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	出席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
	13番	吉次 純一郎	出席			
議事録署名委員	16番	田邊 元史		17番	作野 英明	
出席吏員	事務局長 芝田卓巳 事務局長補佐 亀尾憲司 事務員 田邊操枝 産業課課長補佐 桑名俊成					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農用地利用集積計画案の決定について
第3号	農用地利用配分計画の意見照会について
報告事情	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知につて
その他	(1) 鳥取県農業会議常設審議委員会の傍聴について (2) 平成30年度農業委員会特別研修大会について (3) 平成30年度第9回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長	ただいまより、平成30年度第8回南部町農業委員会総会を開会致します。農業委員会法第21条及び農業委員会会議規則第5条によりまして出席者が過半数に達しておりますので、本会は成立していることを報告致します。
2. 挨拶	会長	～省略～

	局 長	農業委員会会議規則第 6 条によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、16 番 田邊元史委員、17 番 作野英明委員、書記につきましては田邊事務員をお願いします。
4. 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第 1 号 農地法 3 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。
	局 長	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 頁）】</p> <p>番号 1  土地の表示： 登記：田 現況：田 1,577 m<sup>2</sup>  合計：田 1 筆 1,577 m<sup>2</sup> 贈与 所有権移転  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup></p> <p>番号 2  土地の表示： 登記：田 現況：田 3,078 m<sup>2</sup>  登記：田 現況：田 2,989 m<sup>2</sup>  合計：田 2 筆 6,067 m<sup>2</sup> 贈与 所有権移転  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup></p> <p>番号 3  土地の表示： 登記：畑 現況：畑 172 m<sup>2</sup>  合計：田 1 筆 172 m<sup>2</sup> 売買 所有権移転  譲渡人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  譲受人： 耕作面積： m<sup>2</sup>  売買価格は 10 a あたり 万円です。</p>
	議 長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
	庄倉委員	1 番と 2 番は贈与となっておりますが、ご関係を教えて下さい。それから、1 番の譲受人は の方ですが、これからどのように耕作をされますか。
局長補佐	<p>1 番はご親族です。 さんは さんの兄の妻になります。農地法第 2 条 2 項によりますと、2 親等以内は同じ世帯とみなすことができますので、同じ世帯ということになり耕作面積が同じです。 さんは にお住まいでした。農機具は持っておられず さんが受託されていました。 さんは、ご主人はお亡くなりになっていますが、ご本人も、定年前の息子さんも農業に意欲を持っておられ、一緒に耕作されると聞いています。</p> <p>2 番は親戚関係ではありません。今まで利用権設定されていました。 さんは、他には畑が点在するだけで農機具も所有されておられず、今後耕作の意思</p>	

		はないということで、双方話し合いの中で贈与での所有権移転がまとまったそうです。
	庄倉委員	分かりました。
	議 長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	異議なしと認め、『議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決承認されました。
議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第 2 号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。大変多くの筆が出ています。事前に議案書をお配りしていますので要点のみの説明とさせていただき、後ほど質問は受けますのでご協力をお願いします。
	局 長	議案第 2 号、農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程により議決を求めます。詳細につきましては、局長補佐より説明します。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の内容を整理番号ごとに要点朗読（議案書 4～31 頁）】</p> <p>整理番号                    128～ 137 番</p> <p>設定を受ける者        6 名</p> <p>設定をする者        10 名</p> <p>設定をする土地        20 筆        計 28,104 ㎡</p> <p>[農地中間管理権を取得する場合]</p> <p>整理番号                    182～284 番</p> <p>設定を受ける者        1 名</p> <p>設定をする者        112 名</p> <p>設定をする土地        302 筆        計 492,617 ㎡</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します</p>
	議 長	委員は退室をお願いします。（委員退室）質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一 同	はい。
	議 長	農用地利用集積計画案の決定について、議決決定されました。（委員入室）
議案第 3 号 農用地利用配分計画の意見照会について	議 長	『農用地利用配分計画の意見照会について』説明をお願いします。
	局 長	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程により、農地利用配分計画案を作成したので提出します。産業課 桑名補佐より説明致します。
	桑名	33 ページをお開き下さい。筆数が多いですので、まとめて説明させて

課長補佐	いただきます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに要点朗読(議案書 33～43 頁)】。
議長	整理番号 2 について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
一同	はい。
議長	農用地利用配分計画の意見照会について、整理番号 2 は承認されました。続きまして整理番号 1 について質疑を受けますが、委員は退室をお願いします。(委員退室)
庄倉委員	賃借料について質問します。円と金額が入っている筆がありますが、どのような基準でこのような数字になっているのですか。
桑名 課長補佐	基本的な考え方は、県道を挟んで山側は中山間直接支払の対象農地になっていまして、そこから個人配布がありますので円となります。また、の構成員の方で、自分で耕作される方については、自分の農地を管理されて販売できて収益があるということで円になっています。さんが全て農作業も販売もされる場合は円を支払われています。以前、さんは円とされていましたが、用排水、おな口や排水などを地権者さんでなくさんが直されたりした場合、さんに費用がかかっていることから円にされたと聞いています。また、地内では無いが、無償で良いからと耕作を頼まれた農地も円で受けておられます。
庄倉委員	説明の中で、構成員で自分で耕作して自分で販売との説明がありましたが、それは利用権設定になりますか。
桑名 課長補佐	農地自体はに貸すという形態ですが、自分自身で耕作されている部分があります。機械等はの物を使用されています。
庄倉委員	農地はに貸しているながら、自分で耕作して販売しているということですか。
桑名 課長補佐	耕作されている方もさんの構成員さんです。農地はに貸し付けておられます。自分で耕作して販売されている方は、さんから苗も資材も購入するやり取りをした上で販売されて自分の収入になっているので円です。
庄倉委員	作業をした労賃として法人から貰われるのは問題ないと思いますが、自分で耕作して販売はおかしいと思います。
議長	今の説明では又貸しになりませんか。又貸しは禁止です。聞き取りが間違っておられるのではありませんか。詳しい事情をお聞きしたいので、委員に入室していただきます。(委員入室、桑名補佐の説明を伝える)桑名補佐の説明は事実ですか。
吉次委員	米の供出はで行います。
議長	草刈りや水の番などの労賃として返すということですか。農地を出した方が販売しているとなると又貸しになりますが。
吉次委員	個人では無く、として耕作をして販売します。作業の対価として支払った方は円ということです。
議長	分かりました。それでは問題ありません。事務局の聞き取りが不十分

		だったようです
	庄倉委員	納得しました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、農用地利用配分計画の意見照会について、整理番号1は承認されまし（産業課 桑名課長補佐退室）
5. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』説明をお願いします。
	局長補佐	【『農地法第18条第6項の規定による通知書について』要点朗読（議案書44～55頁）】 議案第2号、3号で上げたものです。合意解約の後、機構を通して法人、さんが耕作されます。55ページの75番については、機構に出さずにさんが今後受託されます。
	議長	委員は退室をお願いします。（委員退室）質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	はい。
	議長	無いようですので、『農地法第18条第6項の規定による通知書について』報告を終わります。（委員入室）
6. その他 (1) 鳥取県農業会議常設審議委員会の傍聴について	議長	『(1) 鳥取県農業会議常設審議委員会の傍聴について』説明をお願いします
	局長補佐	（日程案内朗読） 欠席されます方は、挙手をお願いします。（糸田委員・林原委員挙手）
	遠藤健一委員	当日の服装を教えてください。
	局長補佐	総会と同じ服装でお願いします。委員バッチも付けて下さい。
	議長	どのように審議が行われ、許認可が出るのか研修して頂きますようよろしくをお願いします。
(2) 平成30年度農業委員会特別研修大会について	議長	『(1) 平成30年度農業委員会特別研修大会について』説明をお願いします。
	局長補佐	（日程案内朗読） 女性農業委員の活動について、庄倉委員が発表されます。
	議長	皆様方から、何かございませんか。（質問、意見なし。）報告を終わります。
平成30年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	平成30年度第9回南部町農業委員会総会は、平成30年12月10日（月）に開催します。
その他	局長補佐	12月の総会の後に、平成30年度農業者年金加入推進会議を開催します。農業委員の皆様全員が推進員ですのでよろしくをお願いします。 遊休農地の判定ファイルの提出を、本日までとしています。よろしくをお願いします。

	作野幹事	収穫祭の案内。
8、閉会	議長	これにて平成30年度第8回南部町農業委員会総会を閉会します。